

報道関係者各位

令和8年4月28日

パートタイム会計年度任用職員の時間外報酬（割増分）の算定誤りについて

勤怠管理システムの不具合により、一部のパートタイム会計年度任用職員に対し、時間外報酬の算定に誤りがあることが判明いたしましたので報告します。
内容及び今後の対応については、下記のとおりです。

記

1 事案の概要

パートタイム会計年度任用職員の時間外報酬について、1日の勤務時間の累計が7時間45分を超える分については、割増単価（125/100）を適用すべきところ、勤怠管理システムの不具合により、通常単価（100/100）で算定されていました。原因は、1日に複数回の時間外勤務（例：始業前と終業後の両方など）を行った場合、システムがそれらの勤務時間を合算して判定ができなかったことによるものです。

なお、端数処理の関係により、1名においては報酬の過払いが生じています。

2 対象者及び過不足額

（1）報酬の不足（差額支給）

①対象者：16名

②対象期間：当該システムを導入した令和5年4月から令和8年3月まで

③差額支給総額：26,498円（別途、遅延損害金を加算）※1名あたりの支給額：291円～6,339円

（2）報酬の過払い（返還請求）

①対象者：1名

②過払い額：2,800円

3 判明の経緯

他自治体からの同様事案の指摘を受け、システム業者がプログラムを確認し、業者から舞鶴市に対し報告があり、判明したものです。

4 対応状況

対象となる職員（退職者を含む）に対しては、すでに説明を完了しており、現在、差額の支給または返還の手続きを進めております。

なお、不具合の生じたシステムについては、4月26日に改修を完了いたしました。

5 再発防止策

今後、システムの更新や改修を行う際は、あらゆる勤務パターンを想定したテストを徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 人事課（担当：山本）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1066](tel:0773-66-1066)、[FAX:0773-62-5099](tel:0773-62-5099)
E-mail:[jinji@city.maizuru.lg.jp](mailto:jinja@city.maizuru.lg.jp)